

# 第1回青森県物価高騰緊急対策本部会議

日時:令和5年7月11日(火)

場所:第三応接室

## 次第

### 1. 開会

### 2. 議題

- ①青森県物価高騰緊急対策本部の設置について
- ②最近の物価動向について
- ③各部局における取組状況等について

### 3. 本部長指示事項

### 4. 閉会

#### 【資料】

- 資料1 青森県物価高騰緊急対策本部設置要綱
- 資料2 最近の物価動向
- 資料3 各部局における取組状況等

## 出席者

	職名	氏名
本部長	知事	宮下宗一郎
副本部長	副知事	小谷知也
本部員	総務部長	同上
〃	企画政策部長	奈良浩明
〃	環境生活部長	館栄
〃	健康福祉部長	永田翔
〃	商工労働部長	三浦雅彦
〃	農林水産部長	赤平次郎
〃	県土整備部長	永澤親兼
〃	危機管理局長	坂本敏昭
〃	観光国際戦略局長	齋藤直樹
〃	エネルギー総合対策局長	荒関浩巳
〃	国スポ・障スポ局長	石橋豊

	職名	氏名
本部員	会計管理者	細川義正
〃	東青地域県民局長	宇野武
〃	中南地域県民局長	井沼広美
〃	三八地域県民局長	菅孝
〃	西北地域県民局長	長内昌彦
〃	上北地域県民局長	雪森正三
〃	下北地域県民局長	蛭名芳徳
〃	病院事業管理者	吉田茂昭
〃	教育長	風張知子
〃	警察本部長	磯丈男

### (目的)

第1条 ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料等の価格高騰により、県民及び事業者の各種負担が増加する状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、厳しい生活や経営を余儀なくされている県民及び事業者に対する緊急的な物価高騰対策の効果的な実施はもとより、将来にわたり県民の方々が安心して暮らし続け、事業者の方々の成長につながる取組を支援する施策の展開を図るため、「青森県物価高騰緊急対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県の物価高騰対策に関すること。
- (2) 県の物価高騰対策に係る市町村その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他県の物価高騰対策に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 本部は、知事、副知事及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は商工労働部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

## (本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

2 本部長は、必要に応じて関係者に本部会議への出席を求めることができる。

## (幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長及び幹事をもって組織する。

3 会長は、商工労働部商工政策課長をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会長は、幹事会を総括する。

5 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がこれを主宰する。

6 会長は、必要に応じて関係者に幹事会への出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 本部の庶務は、商工労働部商工政策課において処理する。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

### 別表第1（第3条関係）

総務部長	出納局長
企画政策部長	東青地域県民局長
環境生活部長	中南地域県民局長
健康福祉部長	三八地域県民局長
商工労働部長	西北地域県民局長
農林水産部長	上北地域県民局長
県土整備部長	下北地域県民局長
危機管理局長	病院事業管理者
観光国際戦略局長	教育長
エネルギー総合対策局長	警察本部長
国スポ・障スポ局長	

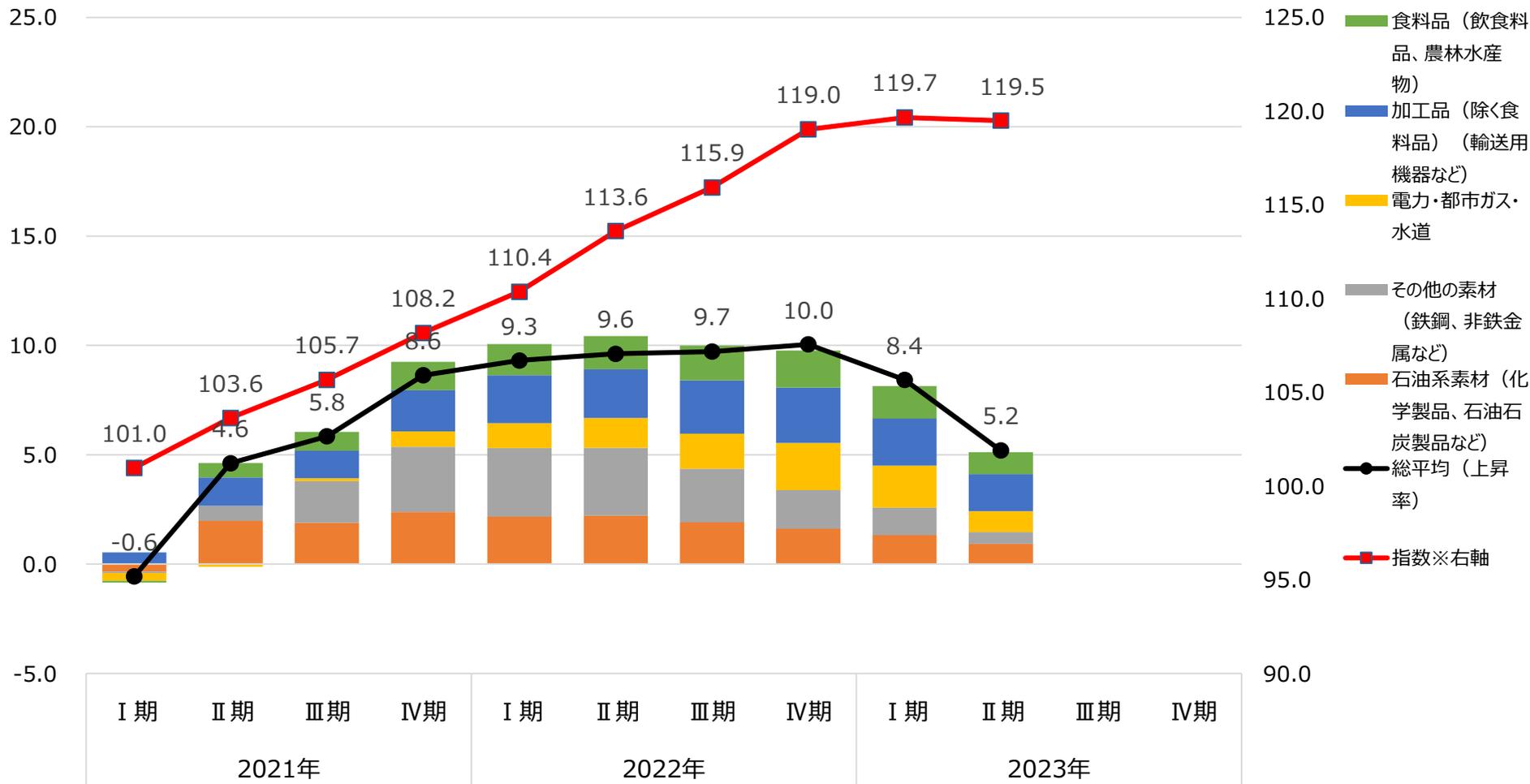
### 別表第2（第5条関係）

財政課長	会計管理課長
企画調整課長	東青地域県民局地域連携部 地域支援チームリーダー
県民生活文化課長	中南地域県民局地域連携部 地域支援チームリーダー
健康福祉政策課長	三八地域県民局地域連携部 地域支援チームリーダー
農林水産政策課長	西北地域県民局地域連携部 地域支援チームリーダー
監理課長	上北地域県民局地域連携部 地域支援チームリーダー
防災危機管理課長	下北地域県民局地域連携部 地域支援チームリーダー
観光企画課長	病院局運営部経営企画室長
エネルギー開発振興課長	教育庁教育政策課長
総務企画課長	警察本部警務部警務課長

### 1 国内企業物価指数の動向

2020年基準 国内企業物価指数（四半期）

（前年同期比寄与度、上昇率(%)）

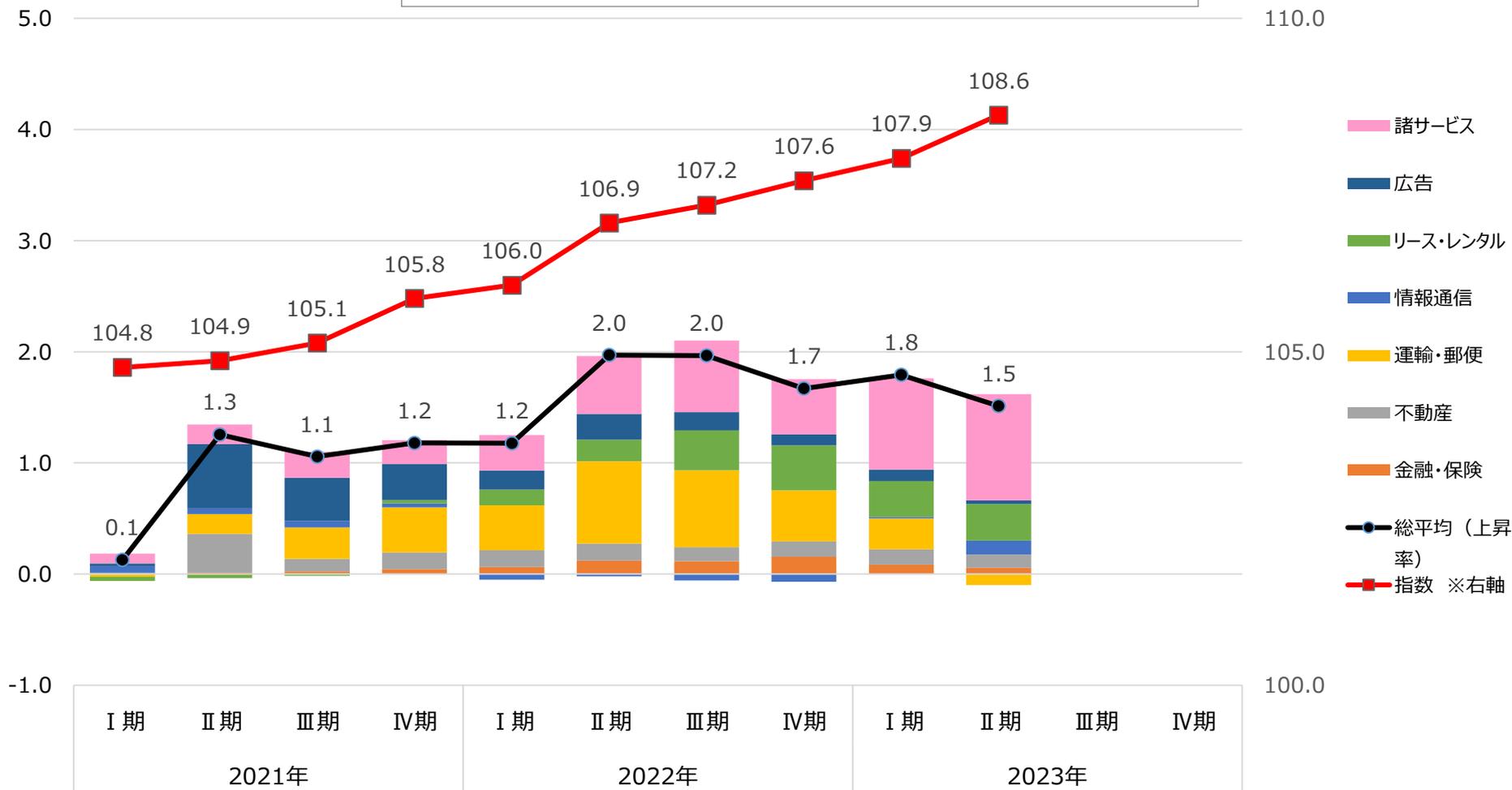


（資料）日本銀行「企業物価指数」により作成  
 ※2023年II期は、4～5月の2カ月平均としている。

### 2 企業向けサービス価格指数の動向

(前年同期比寄与度、上昇率(%))

2015年基準 企業向けサービス価格指数 (四半期)

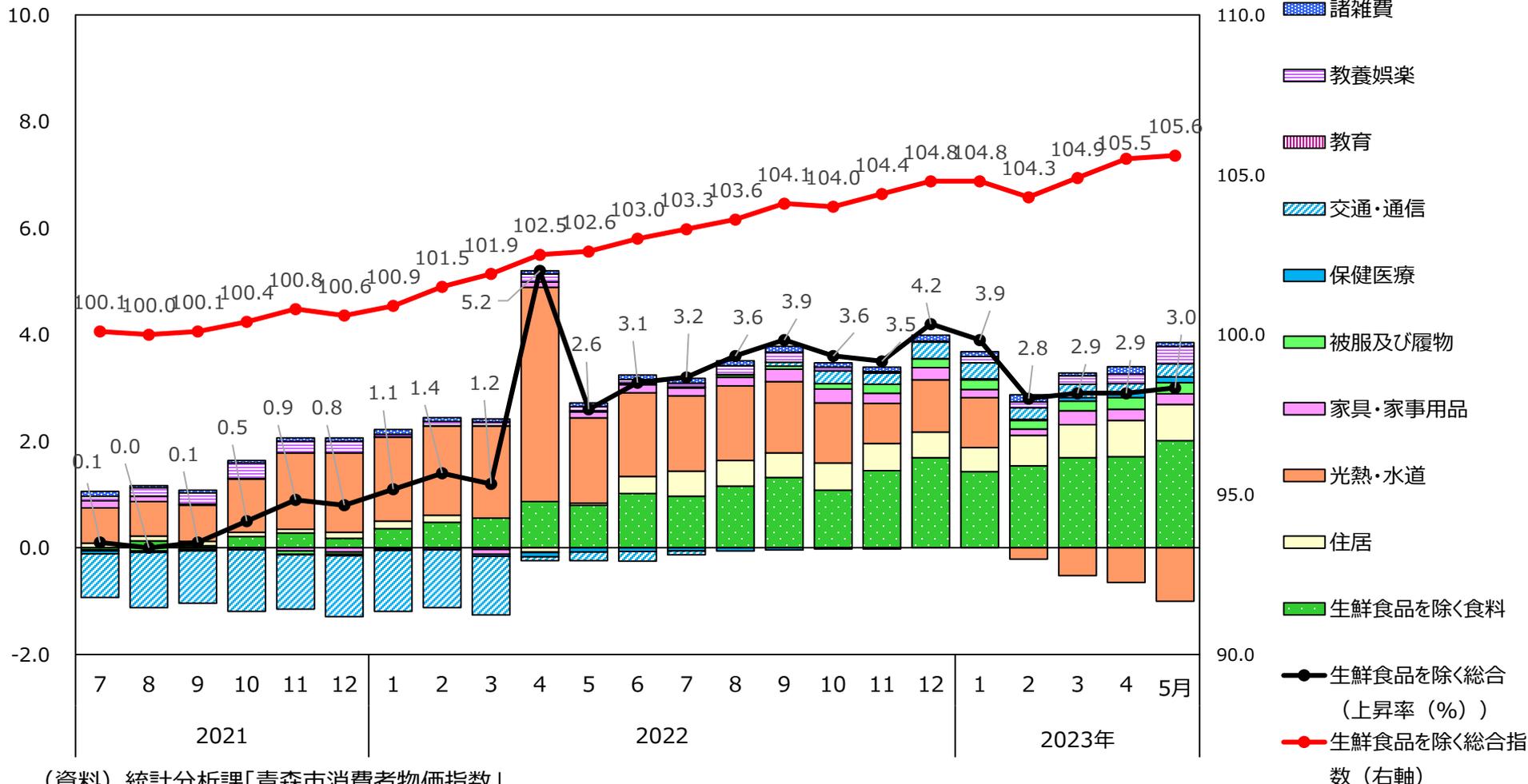


(資料) 日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成  
 ※2023年II期は、4~5月の2カ月平均としている。

### 3 消費者物価指数の動向

#### 2020年基準 消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）（青森市）

（前年同月比寄与度、上昇率（%））



（資料）統計分析課「青森市消費者物価指数」

※2022年4月の上昇は、青森市において前年同月に当該月分の上下水道料金を免除した影響が大きい。

## 1 令和4年度の対応 決算見込額 129.3億円

## 1 県民生活支援の主なもの

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ○ 18歳以下の子どもを養育する世帯への県独自の給付金 | 健康福祉部 |
| ○ 低所得のひとり親世帯への給付金           | 健康福祉部 |
| ○ 生活困窮者へ助成を行うための市町村補助       | 健康福祉部 |

## 2 事業者支援の主なもの

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ○ 光熱費等の高騰の影響を受ける私立学校への支援             | 総務部   |
| ○ トラック運送事業者、地域民間鉄道及び蟹田・脇野沢航路への事業継続支援 | 企画政策部 |
| ○ 青い森鉄道の線路使用料の減免                     | 企画政策部 |
| ○ 地域公共交通（タクシー及び高速バス）の運行維持に対する支援      | 企画政策部 |
| ○ 光熱費等の高騰の影響を受ける医療・福祉施設への支援          | 健康福祉部 |
| ○ 中小企業者等の省エネ、低コスト設備導入等に対する支援         | 商工労働部 |
| ○ 中小企業者の事業継続の下支えを図るための給付金            | 商工労働部 |
| ○ 農林水産事業者の省エネ、低コスト設備導入等に対する支援        | 農林水産部 |
| ○ 配合飼料が高騰する畜産経営体への支援                 | 農林水産部 |
| ○ 指定管理者制度導入施設等の光熱費高騰分への対応            | 各 部 局 |

## 2 令和5年度5月補正予算 112.5億円

## 1 県民生活支援の主なもの

○省エネ性能の高い家電への買替え促進キャンペーン	環境生活部
○低所得のひとり親世帯への給付金	健康福祉部
○低所得のひとり親世帯等への県独自の給付金	健康福祉部
○「子どもの居場所」への食材、学用品等購入支援	健康福祉部
○LPガスを使用する一般家庭の料金割引	危機管理局

## 2 事業者支援の主なもの

○光熱費等の高騰の影響を受ける私立学校への支援	総務部
○地域公共交通（タクシー及び高速バス）の運行維持に対する支援	企画政策部
○トラック運送事業者の事業継続支援	企画政策部
○光熱費等の高騰の影響を受ける医療・福祉施設や公衆浴場への支援	健康福祉部
○中小企業者等の省エネ・低コスト設備導入等に対する支援	商工労働部
○LPガスや特別高圧電気を使用する中小企業者等の負担軽減	商工労働部
○電気料金高騰の影響を受ける農業水利施設への支援	農林水産部
○農林水産事業者等の省エネ・低コスト設備導入や物価高騰への対応に対する支援	農林水産部
○港湾運送事業者等の事業継続支援	県土整備部